

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和5年6月15日（令和5年（行情）諮問第512号）

答申日：令和6年1月25日（令和5年度（行情）答申第633号）

事件名：行政文書ファイル「平成27年度 宿舍申請書」につづられた文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙の2に掲げる文書1ないし文書84（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その全部又は一部を開示した各決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和元年12月25日付け防官文第12319号及び令和4年3月25日付け同第5168号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った開示決定及び一部開示決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、原処分の取消し等を求める。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）原処分1 関係

ア 電磁的記録についても特定を求める。

電磁的記録が特定されていないので、それについても特定を求める。

イ 全体の決定が見通せるような実質的な決定（いわばサンプル的な決定）をすることを求める。

平成24年度（行情）答申第365号及び第367号に従い「全体の決定が見通せるような実質的な決定（いわばサンプル的な決定）をすること」を求めるものである。

（2）原処分2 関係

ア 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

イ 不開示処分の対象部分の特定を求める。

「一部」という表現では、具体的な箇所を知ることができない。こ

れでは内閣府情報公開・個人情報保護審査会の審議において意見を申し立てるに当たって具体的な箇所の特定に支障が生じるものである。

またこのような表現では、交付された複写に本来不開示とされていない箇所に誤って被膜が施されても審査請求人は確認することができない。

更に「情報公開事務処理の手引」が、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確になるように開示を実施する必要がある」（24頁）と定めており、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確」になっているかを確認する上でも不開示箇所の具体的な特定が求められる。

ウ 電磁的記録についても特定を求める。

本件対象文書に電磁的記録が存在すれば、それについても特定を求める。

エ 文書の特定に漏れがないか確認を求める。

開示請求者は確認できないので、文書の特定に漏れがないか、念のため確認を求める。

オ 複写媒体としてDVD-R選択肢の明示を求める。

開示決定通知書に明示されていないので、法に従い、複写媒体としてDVD-Rが選択できるよう改めて決定を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として本件対象文書を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和元年12月25日付け防官文第12319号により、本件対象文書のうち、文書1について、法9条1項の規定に基づく開示決定処分（原処分1）を行った後、令和4年3月25日付け防官文第5168号により、本件対象文書のうち、文書2ないし文書84について、法5条1号、3号、4号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分2）を行った。

本件審査請求は、原処分（原処分1及び原処分2）に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、本件審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約3年5か月及び約1年2か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

2 法5条該当性について

原処分において不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条1号、3号、4号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とした。

3 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、「電磁的記録についても特定を求める」としているが、本件対象文書は紙媒体で管理されている行政文書であり、電磁的記録を保有していない。
- (2) 審査請求人は、「全体の決定が見通せるような実質的な決定（いわばサンプル的な決定）をすることを求める」としているが、本件開示請求に係る行政文書は、法5条に規定する不開示情報を含む可能性があり、開示・不開示の判断の検討及び関係部局との調整に時間を要し、法所定の期間内に、開示請求に係る文書の全てについて開示・不開示の決定を行うこととした場合、他の業務の遂行に著しい支障が生じるおそれがあるため法11条を適用することとし、その上で、本件開示請求に係る行政文書のうち相当の部分として、原処分1を行ったものである。
- (3) 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書の一部が同条1号、3号、4号及び6号柱書きに該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。
- (4) 審査請求人は、「不開示処分の対象部分の特定を求める」として、不開示箇所の具体的な特定を求めるが、原処分において不開示とした部分は開示決定通知書により具体的に特定されており、当該通知書の記載に不備はない。
- (5) 審査請求人は、「文書の特定に漏れがないか確認を求める」としているが、本件対象文書のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していない。
- (6) 審査請求人は、「複写媒体としてDVD-Rの選択肢の明示を求める」としているが、当該主張は開示の実施の方法に係る不服であって、法19条1項に基づいて諮問すべき事項にあたらぬ。
- (7) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和5年6月15日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受

- ③ 同年7月7日 審議
- ④ 同年12月15日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 令和6年1月19日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであるところ、処分庁は、本件請求文書に該当する文書として本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、3号、4号及び6号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、他の文書の特定、不開示部分の開示を求めているが、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして更に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり補足して説明する。

ア 本件請求文書は、行政文書ファイル管理簿に登録されている文書ファイル名「平成27年度 宿舍申請書」につづられている文書（行政文書ファイル管理簿上の文書分類は、作成・取得年度：2015年度、大分類：宿舍、中分類：宿舍管理、名称（小分類）：平成27年度宿舍申請書）である。原処分を行った経緯は、上記第3の1に記載したとおりであり、また、上記行政文書ファイルは、上記第3の3（1）において説明するとおり、紙媒体でのみ管理しているものであり、電磁的記録では管理しておらず、保有していない。

イ また、当該行政文書ファイルを確認したところ、文書1ないし文書84（本件対象文書）が管理されていることを確認し、その他につづられている文書はなかった。

ウ 本件審査請求を受け、本件開示請求を受けた際と同様に、宿舍企画室の書庫、倉庫及びパソコン上のファイル等の再度の探索を行ったが、本件対象文書の外に、本件請求文書に該当する文書の存在を確認することはできなかった。

(2) 検討

ア 上記（1）アの諮問庁の説明に関し、当審査会事務局職員をしてe-Gov（電子政府の総合窓口）の「行政文書ファイル管理簿の検索」において確認させたところ、本件対象文書の「媒体の種別」欄に「紙」と記載されており、諮問庁の上記（1）アの説明に符合することが認められる。上記（1）ア及びイの諮問庁の説明には、特段不自然、不合理な点はなく、これを覆すに足りる事情も認められない。

諮問庁の上記（１）ウの探索の範囲等について、特段の問題があるものとは認められない。

イ そうすると、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は保有していない旨の諮問庁の説明は、不自然、不合理とまではいえず、他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められない。

ウ したがって、防衛省において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められない。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

不開示部分の不開示情報該当性について、諮問庁は、上記第3の2のとおり（別表のとおり）説明するので、当審査会において本件対象文書を見分したところにより、以下検討する。

（１）別表番号1に掲げる不開示部分について

ア 標記不開示部分には、特定の公務員宿舎の貸与を受け又は退去等をする防衛省・自衛隊の職員の氏名、印影、性別、所属部署、職名、職務の級、発令事項、号俸及び電話番号等の連絡先、当該宿舎の貸与を受ける前の住所又は退去後の住所、入居希望日、入居日、退去日、緊急時等の連絡先として記載されている者の氏名、住所、電話番号及び勤務先、当該宿舎の名称、所在地、戸番、構造・規格、面積、図面、自動車の保管場所等のほか、自宅保有又は取得予定の有無、世帯・独身の別、当該職員の家族構成等に関する情報、納入告知書に関する情報、国庫歳入金払戻請求に関する情報、模様替・仮設物設置申請に関する情報、当該宿舎の明渡猶予に関する情報、各種証明書等の写しの内容、当該職員が支払う月額等使用料等及び退去時等の損害賠償金額、当該宿舎の損害賠償金に係る軽減措置の期間及び理由、当該宿舎の貸与を受け又は退去等の理由等並びに宿舎管理人の氏名、連絡先、勤務日、休養日、事務所所在地、受付時間及び印影が文書ごとに一体として記載されていると認められる。

イ これを検討するに、当該不開示部分は、特定の公務員宿舎の貸与を受け又は退去等をする職員及び宿舎管理人並びに緊急連絡先に記載されている者等ごとに一体として、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当すると認められる。

このうち、特定の公務員宿舎の貸与を受け又は退去等をする職員及び緊急時等の連絡先として記載されている者等に係る部分については、法5条1号ただし書イないしハに該当する事情は認められない。

また、宿舎管理人に係る部分について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、公務員宿舎の管理業務は、宿舎に居住

する住人に個別に委託しているものであり、公務員の職務遂行情報ではないとのことであり、これを覆すに足りる事情は認められないことからすれば、当該部分は、法5条1号ただし書ハに該当せず、同号ただし書イ及びロに該当する事情も認められない。

そして、標記不開示部分は、いずれも個人識別部分であるから、法6条2項による部分開示の余地はない。

ウ したがって、当該不開示部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(2) 別表番号2に掲げる不開示部分について

ア 文書2を除く不開示部分

(ア) 当該不開示部分には、防衛省・自衛隊の起案者、決裁者及び担当者の氏名、官職及び関係省庁の職員の氏名並びに個人の印影が記載されていると認められる。

(イ) 当該不開示部分を不開示とする理由について、当審査会事務局職員をして更に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり補足して説明する。

当該不開示部分については、これらを公にすると、本件については、特定の部署の職員を対象とした開示請求が繰り返行われる可能性があり、そうすると、対象となった職員が萎縮するなど、個人の権利利益を害するおそれ、更には宿舍に関する業務や各職員の異動先の業務に関して執ように不当な開示請求が行われ、宿舍に関する業務に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示とした。

(ウ) これを検討するに、当該不開示部分を公にすると、特定の職員を対象とした開示請求が繰り返行われる可能性があり、防衛省が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする旨の上記(イ)の諮問庁の説明は、否定することまではできない。そうすると、当該不開示部分は、法5条6号柱書きに該当し、同条1号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

イ 文書2の不開示部分

(ア) 当該不開示部分には、特定の公務員宿舍の貸与を受ける防衛省・自衛隊の職員の氏名、所属部署、職務の級、号俸、当該宿舍の名称、戸番、規格、自動車の保管場所等のほか、当該宿舍の損害賠償金に係る軽減措置の期間及び理由が記載されていると認められるから、当該部分については、上記ア(イ)の諮問庁の説明は妥当せず、法5条6号柱書きに該当するとは認められない。

(イ) しかしながら、当該不開示部分は、当該宿舍の貸与を受ける職員ごとに一体として、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情

報であって、特定の個人を識別できるものに該当すると認められ、同号ただし書イないしハに該当する事情は認められない。また、当該不開示部分は、いずれも個人識別部分であるから、法6条2項による部分開示の余地はない。

(ウ) したがって、当該不開示部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(3) 別表番号3に掲げる不開示部分について

標記不開示部分には、防衛省・自衛隊及び関係省庁の職員の内線番号、FAX番号及びメールアドレスが記載されていると認められる。

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、当該不開示部分は一般に公開されていない情報であるとのことであり、これを覆すに足りる事情は認められないことから、当該不開示部分は、これらを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条6号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

(4) 別表番号4に掲げる不開示部分について

標記不開示部分には、無料宿舎（国家公務員宿舎法施行令9条2号該当）を貸与する職員に指定しようとする職員等の氏名、職名、官職、職務の内容、官署名、官署所在地、当該宿舎の名称、戸番等及び当該宿舎を貸与する職員を指定しようとする具体的かつ詳細な理由等が記載されていると認められる。

これを検討するに、当該不開示部分は、これらを公にすることにより、自衛隊の緊急参集態勢が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせるおそれがある旨の諮問庁の説明（別表番号4の「不開示とした理由」部分）を否定することはできない。

したがって、当該不開示部分は、公にすることにより、国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条1号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(5) 別表番号5に掲げる不開示部分について

標記不開示部分には、公務員宿舎の名称が記載されていると認められる。

当該不開示部分は、これらを公にすることにより、当該宿舎に居住する自衛隊員の身体及び財産等への不法な侵害、当該宿舎への不法な侵入や破壊行為といった犯罪を誘発させるおそれがある旨の諮問庁の説明（別表番号5の「不開示とした理由」部分）を否定することはできない。

したがって、当該不開示部分は、公にすることにより、犯罪の予防そ

の他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条4号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(6) 別表番号6に掲げる不開示部分について

標記不開示部分には、無料宿舎（国家公務員宿舎法施行令9条2号該当）を貸与する職員に指定しようとする職員等の職名、職務の内容及び当該宿舎を貸与する職員を指定しようとする具体的かつ詳細な理由等が記載されていると認められる。

これを検討するに、当該不開示部分は、これらを公にすることにより、自衛隊の緊急参集態勢が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせるおそれがある旨の諮問庁の説明（別表番号6の「不開示とした理由」部分）を否定することはできない。

したがって、当該不開示部分は、上記（4）と同様の理由により、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件各決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、3号、4号及び6号柱書きに該当するとして不開示とした各決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同条1号、3号、4号及び6号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 合田悦三, 委員 木村琢磨, 委員 中村真由美

別紙

1 (本件請求文書)

管理簿	新管理簿
作成・取得年度等	2015年度
府省名	防衛省本省
大分類	宿舎
中分類	宿舎管理
名称(小分類)	平成27年度 宿舎申請書

2 (本件対象文書)

- 文書1 国庫歳入金払戻請求書について(防人厚第9124号。27.6.4)(案文の1枚目のみ。)
- 文書2 公務員宿舎損害賠償金軽減措置について(通知)(技本総総第408号。27.9.3)
- 文書3 「配分取消対象宿舎一覧表」の通知について(1都3県分)(関財括4第141号。平成28年3月9日)他11件
- 文書4 納入告知書の発行停止について(依頼)(防人厚第6850号。27.4.21)
- 文書5 国庫歳入金払戻請求書について(防人厚第7232号。27.4.27)
- 文書6 国庫歳入金払戻請求書について(防人厚第8613号。27.5.26)
- 文書7 国庫歳入金払戻請求書について(防人厚第9124号。27.6.4)(案文の1枚目を除く。)他1件
- 文書8 納入告知書の送付先変更について(依頼)(防人厚第10105号。27.6.25)他1件
- 文書9 配分提示宿舎の継続配分手続きについて(防人厚第11112号。27.7.10)
- 文書10 合同宿舎不在届について(防人厚第11800号。27.7.28)
- 文書11 合同宿舎模様替等工事要求について(防人厚第12139号。27.8.3)他1件
- 文書12 国家公務員宿舎法施行令第9条該当職員の指定状況について(報告)(防人厚第14465号。27.9.17)
- 文書13 納入告知書の発行について(依頼)(防人厚第16387号。27.10.15)他1件
- 文書14 無料宿舎を貸与する職員の指定に係る協議について(関財東統7第1780号。平成27年11月18日)他1件

- 文書15 納入告知書の発行停止について（依頼）（防人厚第19017号。27. 12. 2）他1件
- 文書16 入居者の氏名変更について（事務連絡。27. 12. 24）
- 文書17 納入告知書の発行停止について（依頼）（防人厚第303号。28. 1. 13）
- 文書18 無料宿舎を貸与する職員の指定に係る協議について（防人厚第3483号。28. 3. 1）他1件
- 文書19 配分提示宿舎の継続配分手続きについて（防人厚第3749号。28. 3. 4）
- 文書20 納入告知書の送付先変更について（依頼）（防人厚4386号。28. 3. 15）他1件
- 文書21 公務員宿舎明渡猶予申請書 他3件
- 文書22 合同宿舎の明渡猶予について（防人厚第6365号。27. 4. 9）他1件
- 文書23 合同宿舎の明渡猶予について（防人厚第6741号。27. 4. 17）他4件
- 文書24 合同宿舎の損害賠償金の軽減について（防人厚第9054号。27. 6. 3）他2件
- 文書25 宿舎損害賠償金軽減申請（承認）書
- 文書26 合同宿舎の損害賠償金の軽減について（防人厚第11999号。27. 7. 30）他3件
- 文書27 合同宿舎の明渡猶予について（防人厚第12297号。27. 8. 5）他1件
- 文書28 合同宿舎の明渡猶予について（防人厚第14183号。27. 9. 15）他2件
- 文書29 合同宿舎の損害賠償金の軽減について（防人厚第16386号。27. 10. 15）他2件
- 文書30 合同宿舎の明渡猶予について（防人厚第16390号。27. 10. 15）他1件
- 文書31 合同宿舎の損害賠償金の軽減について（防人厚第19250号。27. 12. 7）他1件
- 文書32 合同宿舎の損害賠償金の軽減について（防人厚第2115。28. 2. 12）他2件
- 文書33 合同宿舎の明渡猶予について（防人厚第6490号。28. 3. 28）他1件
- 文書34 合同宿舎の貸与について（27. 3. 26）
- 文書35 無料宿舎を貸与する職員の指定及び合同宿舎の貸与について（27. 3. 26）他10件

- 文書36 貸与申請者一覧 他1件
- 文書37 宿舍貸与状況の変更について（防人厚第6677号。27. 4. 16）他8件
- 文書38 宿舍貸与状況の変更について（防人厚第6825号。27. 4. 20）他1件
- 文書39 宿舍貸与申請書（平成27年5月18日）
- 文書40 合同宿舍の貸与について（平成27年5月21日）
- 文書41 合同宿舍の貸与について（平成27年6月11日）
- 文書42 合同宿舍の貸与について（平成27年6月16日）
- 文書43 合同宿舍の貸与について（平成27年6月24日）
- 文書44 合同宿舍の貸与について（平成27年6月30日）
- 文書45 無料宿舍を貸与する職員の指定及び合同宿舍の貸与について（平成27年7月6日）
- 文書46 合同宿舍の貸与について（平成27年7月7日）
- 文書47 合同宿舍の貸与について（平成27年7月13日）
- 文書48 宿舍貸与申請書（平成27年7月17日）
- 文書49 宿舍貸与申請書（平成27年7月24日）
- 文書50 合同宿舍の貸与について（平成27年7月27日）他1件
- 文書51 合同宿舍の貸与について（平成27年7月27日）
- 文書52 宿舍貸与申請書（平成27年8月19日）
- 文書53 合同宿舍の貸与について（平成27年8月19日）
- 文書54 宿舍貸与状況の変更について（防人厚第13372号。27. 8. 31）他2件
- 文書55 合同宿舍の貸与について（平成27年8月24日）
- 文書56 合同宿舍の貸与について（平成27年9月9日）
- 文書57 合同宿舍の貸与について（平成27年9月14日）
- 文書58 合同宿舍の貸与について（平成27年9月15日）
- 文書59 合同宿舍の貸与について（平成27年9月17日）
- 文書60 宿舍貸与申請書（平成27年9月24日）1
- 文書61 宿舍貸与申請書（平成27年9月24日）2
- 文書62 合同宿舍の貸与について（平成27年9月28日）
- 文書63 宿舍貸与状況の変更について（防人厚第16391号。27. 10. 15）他8件
- 文書64 合同宿舍の貸与について（平成27年10月16日）
- 文書65 宿舍貸与申請書（平成27年10月26日）
- 文書66 合同宿舍の貸与について（平成27年10月28日）
- 文書67 宿舍貸与申請書（平成27年11月6日）
- 文書68 宿舍入居希望者について

- 文書69 合同宿舎の貸与について（平成27年11月18日）
- 文書70 宿舎貸与申請の変更について（防人厚第18126号。27.11.18）
- 文書71 合同宿舎の貸与について（平成27年11月25日）
- 文書72 合同宿舎の貸与について（平成27年12月15日）
- 文書73 合同宿舎の貸与について（平成27年12月28日）
- 文書74 合同宿舎の貸与について（平成28年1月21日）
- 文書75 合同宿舎の貸与について（平成28年1月22日）
- 文書76 宿舎貸与申請書（平成28年1月）
- 文書77 合同宿舎の貸与について（平成28年1月25日）
- 文書78 合同宿舎の貸与について（平成28年2月15日）
- 文書79 合同宿舎の貸与について（平成28年2月18日）
- 文書80 宿舎貸与申請書（平成28年3月8日）
- 文書81 合同宿舎の貸与について（平成28年3月10日）
- 文書82 無料宿舎を貸与する職員の指定及び合同宿舎の貸与について（平成28年3月24日）
- 文書83 宿舎貸与申請書（平成28年3月25日）
- 文書84 合同宿舎の貸与について（平成28年3月28日）

別表（不開示とした部分及び理由）

番号	文書番号	不開示とした部分	不開示とした理由
1	文書4	2枚目ないし5枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり，これを公にした場合，特定の個人を識別でき，又は特定の個人を識別することはできないが，公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあることから，法5条1号に該当するため不開示とした。
	文書5	2枚目ないし13枚目及び15枚目ないし17枚目のそれぞれ一部	
	文書6	2枚目ないし6枚目，8枚目及び9枚目のそれぞれ一部	
	文書7	4枚目ないし6枚目，9枚目ないし11枚目，15枚目ないし17枚目及び19枚目のそれぞれ一部	
		12枚目の全て	
	文書8	2枚目ないし5枚目のそれぞれ一部（4枚目の担当者名，職名，内線番号，FAX番号及びメールアドレスを除く。）	
	文書10	4枚目の一部	
	文書11	4枚目及び11枚目のそれぞれ一部	
		5枚目ないし8枚目のそれぞれ一部	
	文書13	2枚目ないし4枚目のそれぞれ一部	
	文書15	2枚目ないし4枚目のそれぞれ一部	
	文書16	1枚目の一部（職名及び印影を除く。）	
	文書17	2枚目ないし4枚目のそれぞれ一部	
	文書20	2枚目，3枚目，5枚目及び6枚目のそれぞれ一部	
文書21	1枚目ないし6枚目のそれぞれ一部		

文書 2 2	2 枚目ないし 4 枚目， 6 枚目及び 1 1 枚目ないし 1 4 枚目のそれぞれ一部（1 2 枚目及び 1 4 枚目のそれぞれ担当者名， 内線番号及びメールアドレスを除く。）
	5 枚目及び 7 枚目ないし 9 枚目のそれぞれ全て
文書 2 3	3 枚目ないし 5 枚目， 8 枚目， 1 2 枚目ないし 1 5 枚目， 1 7 枚目， 2 0 枚目， 2 2 枚目及び 2 3 枚目のそれぞれ一部（1 3 枚目， 1 5 枚目及び 2 3 枚目のそれぞれ担当者名， 内線番号及びメールアドレスを除く。）
	6 枚目， 7 枚目， 9 枚目， 1 8 枚目及び 1 9 枚目のそれぞれ全て
文書 2 4	2 枚目， 3 枚目， 5 枚目， 6 枚目， 8 枚目ないし 1 0 枚目及び 1 2 枚目から 1 4 枚目のそれぞれ一部（1 0 枚目の担当者名並びに 1 3 枚目及び 1 4 枚目のそれぞれ担当者名， 内線番号及びメールアドレスを除く。）
	4 枚目の全て
文書 2 5	1 枚目ないし 6 枚目のそれぞれの一部
文書 2 6	4 枚目， 5 枚目， 7 枚目， 1 0 枚目， 1 3 枚目， 1 4 枚目， 1 6 枚目， 1 8 枚目及び 2 2 枚目のそれぞれ一部
	8 枚目， 9 枚目， 1 1 枚

		目， 19枚目及び20枚目のそれぞれ全て
文書27		4枚目及び7枚目ないし9枚目のそれぞれ一部（9枚目の担当者名，内線番号及びメールアドレスを除く。）
		5枚目の全て
文書28		4枚目， 7枚目， 10枚目， 12枚目及び13枚目のそれぞれ一部
		5枚目及び6枚目のそれぞれ全て
文書29		4枚目， 8枚目及び10枚目ないし12枚目のそれぞれ一部（12枚目の内線番号を除く。）
		5枚目及び6枚目のそれぞれ全て
文書30		4枚目， 6枚目ないし8枚目及び10枚目のそれぞれ一部（10枚目の担当者名，内線番号及びメールアドレスを除く。）
文書31		4枚目， 6枚目及び7枚目のそれぞれ一部
		8枚目の全て
文書32		4枚目， 5枚目， 8枚目， 9枚目， 11枚目及び12枚目のそれぞれ一部
文書33		4枚目， 7枚目及び8枚目のそれぞれ一部
		5枚目の全て
文書34		2枚目ないし35枚目のそれぞれ一部（4枚目ないし35枚目のそれぞれ欄外の職名及び印影を除く。）

文書 3 5	2 枚目ないし 8 枚目及び 2 7 枚目ないし 3 9 枚目のそれぞれ一部（6 枚目及び 8 枚目のそれぞれ欄外の職名及び印影を除く。）	
文書 3 6	1 枚目， 2 枚目， 4 枚目， 5 枚目， 7 枚目， 8 枚目， 1 0 枚目， 1 1 枚目， 1 3 枚目ないし 1 6 枚目， 1 8 枚目， 1 9 枚目， 2 1 枚目ないし 2 3 枚目及び 2 5 枚目ないし 2 8 枚目のそれぞれ一部（2 枚目， 4 枚目， 5 枚目， 7 枚目， 8 枚目， 1 0 枚目， 1 1 枚目， 1 3 枚目ないし 1 6 枚目， 1 8 枚目， 1 9 枚目， 2 1 枚目， 2 2 枚目， 2 7 枚目及び 2 8 枚目のそれぞれ欄外の職名及び印影， 2 5 枚目の担当者名， 内線番号及び F A X 番号並びに 2 6 枚目の注意事項を除く。）	
文書 3 7	3 枚目， 5 枚目， 6 枚目， 8 枚目ないし 1 3 枚目， 1 5 枚目ないし 2 6 枚目， 2 8 枚目及び 2 9 枚目のそれぞれ一部（1 5 枚目， 1 7 枚目及び 2 9 枚目のそれぞれ担当者名並びに 2 3 枚目の担当者名， 内線番号， F A X 番号及びメールアドレスを除く。）	

文書 3 8	2 枚目ないし 5 枚目及び 7 枚目ないし 9 枚目のそれぞれ一部（9 枚目の担当者名，内線番号及びメールアドレスを除く。）
文書 3 9	1 枚目， 2 枚目， 5 枚目及び 6 枚目のそれぞれ一部（1 枚目の欄外の職名及び印影並びに 2 枚目の内線番号を除く。）
	3 枚目及び 4 枚目のそれぞれ全て
文書 4 0	2 枚目， 3 枚目及び 5 枚目ないし 7 枚目のそれぞれ一部（6 枚目の欄外の職名及び印影を除く。）
文書 4 1	2 枚目ないし 4 枚目， 6 枚目ないし 8 枚目及び 1 0 枚目のそれぞれ一部
文書 4 2	2 枚目， 3 枚目， 5 枚目ないし 7 枚目， 1 2 枚目， 1 4 枚目ないし 1 6 枚目， 2 1 枚目， 2 3 枚目及び 2 4 枚目のそれぞれ一部
	8 枚目ないし 1 1 枚目及び 1 7 枚目ないし 2 0 枚目のそれぞれ全て
文書 4 3	2 枚目， 3 枚目， 5 枚目ないし 8 枚目， 1 0 枚目， 1 1 枚目， 1 3 枚目及び 1 4 枚目のそれぞれ一部（6 枚目の欄外の職名及び印影を除く。）
文書 4 4	2 枚目， 3 枚目， 5 枚目及び 6 枚目のそれぞれ一部
	7 枚目の全て

文書 4 5	2 枚目, 3 枚目及び 5 枚目 ないし 7 枚目のそれぞれ一 部
	9 枚目の全て
文書 4 6	2 枚目, 3 枚目及び 5 枚目 ないし 7 枚目のそれぞれ一 部 (5 枚目の欄外の職名及 び印影を除く。)
文書 4 7	2 枚目ないし 4 枚目のそれ ぞれ一部 (3 枚目の欄外の 職名及び印影を除く。)
文書 4 8	1 枚目及び 3 枚目のそれぞ れ一部 (欄外の職名及び印 影を除く。)
文書 4 9	1 枚目の一部
文書 5 0	2 枚目ないし 4 枚目, 6 枚 目, 7 枚目, 1 0 枚目, 1 1 枚目, 1 3 枚目, 1 4 枚 目, 1 7 枚目, 1 8 枚目, 2 0 枚目, 2 1 枚目及び 2 3 枚目ないし 2 6 枚目のそ れぞれ一部 (1 7 枚目及び 2 4 枚目のそれぞれ欄外の 職名及び印影並びに 2 1 枚 目の担当者名, 内線番号及 びメールアドレスを除 く。)
	8 枚目, 9 枚目, 1 5 枚目 及び 1 6 枚目のそれぞれ全 て
文書 5 1	2 枚目ないし 7 枚目, 9 枚 目ないし 1 1 枚目及び 1 3 枚目のそれぞれ一部 (3 枚 目, 6 枚目及び 1 0 枚目の それぞれ欄外の職名及び印 影を除く。)
文書 5 2	1 枚目の一部

文書 5 3	2 枚目, 3 枚目, 5 枚目ないし 7 枚目, 9 枚目及び 10 枚目のそれぞれ一部 (5 枚目の欄外の職名及び印影を除く。)
	1 1 枚目の全て
文書 5 4	2 枚目ないし 5 枚目, 7 枚目及び 8 枚目のそれぞれ一部
文書 5 5	2 枚目, 4 枚目, 6 枚目及び 7 枚目のそれぞれ一部 (7 枚目の欄外の職名を除く。)
	3 枚目の全て
文書 5 6	2 枚目, 3 枚目, 5 枚目ないし 7 枚目, 10 枚目, 12 枚目, 13 枚目, 15 枚目, 17 枚目及び 18 枚目のそれぞれ一部 (18 枚目の欄外の職名及び印影を除く。)
	8 枚目, 9 枚目及び 14 枚目のそれぞれ全て
文書 5 7	2 枚目, 3 枚目, 5 枚目及び 6 枚目のそれぞれ一部
文書 5 8	2 枚目, 3 枚目及び 5 枚目ないし 7 枚目のそれぞれ一部
	8 枚目及び 9 枚目のそれぞれ全て
文書 5 9	2 枚目, 3 枚目, 5 枚目, 7 枚目, 9 枚目及び 10 枚目のそれぞれ一部
	6 枚目, 11 枚目及び 12 枚目のそれぞれ全て
文書 6 0	1 枚目の一部

文書 6 1	1 枚目， 3 枚目及び 4 枚目のそれぞれ一部
	5 枚目の全て
文書 6 2	2 枚目， 3 枚目， 5 枚目ないし 7 枚目， 9 枚目ないし 1 1 枚目， 1 3 枚目ないし 1 5 枚目， 1 7 枚目及び 1 8 枚目のそれぞれ一部（ 6 枚目， 1 0 枚目及び 1 4 枚目のそれぞれ欄外の職名及び印影を除く。）
文書 6 3	3 枚目ないし 7 枚目， 9 枚目ないし 1 1 枚目及び 1 3 枚目ないし 2 1 枚目のそれぞれ一部
文書 6 4	2 枚目， 3 枚目及び 5 枚目のそれぞれ一部（ 5 枚目の欄外の職名を除く。）
	6 枚目の全て
文書 6 5	1 枚目の一部
文書 6 6	2 枚目， 3 枚目及び 5 枚目のそれぞれ一部（ 5 枚目の欄外の職名及び印影を除く。）
文書 6 7	1 枚目の一部
文書 6 8	1 枚目及び 2 枚目のそれぞれ一部（ 2 枚目の担当者名， 内線番号及び F A X 番号を除く。）
文書 6 9	2 枚目， 3 枚目， 5 枚目， 6 枚目及び 9 枚目のそれぞれ一部（ 5 枚目の欄外の職名を除く。）
	7 枚目の件名及びメール本文のそれぞれ一部
文書 7 0	2 枚目ないし 4 枚目のそれぞれ一部

		5枚目の全て
文書71		2枚目, 3枚目, 5枚目及び6枚目のそれぞれ一部
文書72		2枚目, 3枚目, 5枚目及び6枚目のそれぞれ一部
		7枚目及び8枚目のそれぞれ全て
文書73		2枚目, 3枚目, 5枚目及び6枚目のそれぞれ一部
		7枚目の全て
文書74及び文書75		2枚目, 3枚目及び5枚目のそれぞれ一部(5枚目の欄外の職名及び印影を除く。)
文書76		1枚目及び3枚目のそれぞれ一部(欄外の職名及び印影を除く。)
文書77		2枚目, 3枚目及び5枚目のそれぞれ一部(5枚目の欄外の職名及び印影を除く。)
文書78		2枚目, 3枚目, 5枚目, 6枚目, 9枚目, 11枚目及び12枚目のそれぞれ一部
		7枚目及び8枚目のそれぞれ全て
文書79		2枚目, 3枚目, 5枚目及び6枚目のそれぞれ一部
		7枚目及び8枚目のそれぞれ全て
文書80		1枚目, 2枚目及び4枚目のそれぞれ一部(1枚目及び2枚目のそれぞれ欄外の職名及び印影並びに4枚目の内線番号を除く。)
文書81		2枚目, 3枚目及び5枚目

		のそれぞれ一部（５枚目の欄外の職名及び印影を除く。）	
	文書８２	２枚目及び４枚目ないし７枚目のそれぞれ一部	
	文書８３	１枚目，３枚目，５枚目，７枚目，９枚目，１１枚目，１３枚目，１５枚目，１９枚目，２０枚目及び２４枚目ないし２８枚目のそれぞれ一部（１枚目，３枚目，５枚目，７枚目，９枚目，１１枚目及び１３枚目のそれぞれ欄外の職名及び印影並びに２５枚目ないし２８枚目のそれぞれ内線番号を除く。）	
	文書８４	２枚目，３枚目，５枚目，６枚目，８枚目，１０枚目，１２枚目，１４枚目，１６枚目，１８枚目，２０枚目，２２枚目，２４枚目，２６枚目，２８枚目，３０枚目，３１枚目，３３枚目，３４枚目，３６枚目，３８枚目，４０枚目，４２枚目，４４枚目，４６枚目，４８枚目，５０枚目，５２枚目，５４枚目，５６枚目及び５８枚目ないし８６枚目のそれぞれ一部（５８枚目ないし８６枚目のそれぞれ欄外の印影を除く。）	
2	文書２	２枚目ないし５枚目までのそれぞれ一部	個人に関する情報であり，これを公にした場合，特定の個人を識
	文書３	１枚目，６枚目，１２枚	

	目, 18枚目, 23枚目, 29枚目, 38枚目, 44枚目, 49枚目, 60枚目, 70枚目及び74枚目のそれぞれ担当者名	別でき, 又は特定の個人を識別することはできないが, 公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるとともに, 国の機関が行う事務に関する情報であって, 公にすることにより, 事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから, 法5条1号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
文書4及び文書5	1枚目の一部(連絡先を除く。)	
文書8	1枚目の一部並びに4枚目の担当者名及び職名	
文書9	1枚目, 3枚目, 5枚目及び6枚目のそれぞれ一部(1枚目の連絡先, 3枚目及び5枚目のそれぞれ内線番号並びに6枚目のメールアドレスを除く。)	
文書10	1枚目の一部	
文書11ないし文書15	1枚目の一部(連絡先を除く。)	
文書16	1枚目の職名及び印影	
文書17	1枚目及び5枚目のそれぞれ一部(1枚目の連絡先及び5枚目の内線番号を除く。)	
文書18	1枚目の一部(連絡先を除く。)	
文書19	1枚目, 4枚目ないし6枚目及び8枚目のそれぞれ一部(1枚目の連絡先, 4枚目及び8枚目のそれぞれ内線番号並びに6枚目のメールアドレスを除く。)	
文書20	1枚目の一部	
文書22	1枚目の連絡先を除く一部並びに12枚目及び14枚目のそれぞれ担当者名	
文書23	1枚目の連絡先を除く一部	

	並びに 13 枚目, 15 枚目 及び 23 枚目のそれぞれ担 当者名
文書 24	1 枚目の連絡先を除く一部 並びに 10 枚目, 13 枚目 及び 14 枚目のそれぞれ担 当者名
文書 26	1 枚目の一部 (連絡先を除 く。)
文書 27	1 枚目の連絡先を除く一部 及び 9 枚目の担当者名
文書 28 及 び文書 29	1 枚目の一部 (連絡先を除 く。)
文書 30	1 枚目の連絡先を除く一部 及び 10 枚目の担当者名
文書 31 ないし文書 33	1 枚目の一部 (連絡先を除 く。)
文書 34	1 枚目の連絡先を除く一部 並びに 4 枚目ないし 35 枚 目のそれぞれ欄外の職名及 び印影
文書 35	1 枚目の連絡先を除く一部 並びに 6 枚目及び 8 枚目の それぞれ欄外の職名及び印 影
文書 36	2 枚目, 4 枚目, 5 枚目, 7 枚目, 8 枚目, 10 枚 目, 11 枚目, 13 枚目な いし 16 枚目, 18 枚目, 19 枚目, 21 枚目, 22 枚目, 27 枚目及び 28 枚 目のそれぞれ欄外の職名及 び印影, 24 枚目及び 25 枚目のそれぞれ担当者名並 びに 26 枚目の注意事項の 一部

文書 3 7	1 枚目の連絡先を除く一部並びに 1 5 枚目, 1 7 枚目, 2 3 枚目及び 2 9 枚目のそれぞれ担当者名
文書 3 8	1 枚目の連絡先を除く一部及び 9 枚目の担当者名
文書 3 9	1 枚目の欄外の職名及び印影
文書 4 0	1 枚目の連絡先を除く一部並びに 6 枚目の欄外の職名及び印影
文書 4 1 及び文書 4 2	1 枚目の一部 (連絡先を除く。)
文書 4 3	1 枚目の連絡先を除く一部並びに 6 枚目の欄外の職名及び印影
文書 4 4	1 枚目の一部 (連絡先を除く。)
文書 4 5	1 枚目の一部
文書 4 6	1 枚目の連絡先を除く一部並びに 5 枚目の欄外の職名及び印影
文書 4 7	1 枚目の連絡先を除く一部並びに 3 枚目の欄外の職名及び印影
文書 4 8	1 枚目及び 3 枚目のそれぞれ欄外の職名及び印影
文書 5 0	1 枚目及び 2 2 枚目のそれぞれ連絡先を除く一部, 1 7 枚目及び 2 4 枚目のそれぞれ欄外の職名及び印影並びに 2 1 枚目の担当者名
文書 5 1	1 枚目の連絡先を除く一部並びに 3 枚目, 6 枚目及び 1 0 枚目のそれぞれ欄外の職名及び印影
文書 5 3	1 枚目の連絡先を除く一部

		並びに 5 枚目の欄外の職名及び印影
文書 5 4		1 枚目の一部（連絡先を除く。）
文書 5 5		1 枚目の連絡先を除く一部及び 7 枚目の欄外の職名
文書 5 6		1 枚目の連絡先を除く一部並びに 1 8 枚目の欄外の職名及び印影
文書 5 7 ないし文書 5 9		1 枚目の一部（連絡先を除く。）
文書 6 2		1 枚目の連絡先を除く一部並びに 6 枚目， 1 0 枚目及び 1 4 枚目のそれぞれ欄外の職名及び印影
文書 6 3		1 枚目の一部（連絡先を除く。）
文書 6 4		1 枚目の連絡先を除く一部及び 5 枚目の欄外の職名
文書 6 6		1 枚目の連絡先を除く一部並びに 5 枚目の欄外の職名及び印影
文書 6 8		2 枚目の担当者名
文書 6 9		1 枚目の連絡先を除く一部及び 5 枚目の欄外の職名 7 枚目の一部（件名及びメール本文のそれぞれ一部並びに内線番号， F A X 番号及びメールアドレスを除く。）
文書 7 0		1 枚目の一部
文書 7 1 ないし文書 7 3		1 枚目の一部（連絡先を除く。）

	文書 7 4 及 び文書 7 5	1 枚目の連絡先を除く一部 並びに 5 枚目の欄外の職名 及び印影	
	文書 7 6	1 枚目及び 3 枚目のそれぞ れ欄外の職名及び印影	
	文書 7 7	1 枚目の連絡先を除く一部 並びに 5 枚目の欄外の職名 及び印影	
	文書 7 8 及 び文書 7 9	1 枚目の一部（連絡先を除 く。）	
	文書 8 0	1 枚目及び 2 枚目のそれぞ れ欄外の職名及び印影	
	文書 8 1	1 枚目の連絡先を除く一部 並びに 5 枚目の欄外の職名 及び印影	
	文書 8 2	1 枚目の一部（連絡先を除 く。）	
	文書 8 3	1 枚目, 3 枚目, 5 枚目, 7 枚目, 9 枚目, 1 1 枚目 及び 1 3 枚目のそれぞれ欄 外の職名及び印影	
	文書 8 4	1 枚目の連絡先を除く一部 並びに 5 8 枚目ないし 8 6 枚目のそれぞれ欄外の職名 及び印影	
3	文書 3	4 4 枚目, 4 9 枚目, 6 0 枚目, 7 0 枚目及び 7 4 枚 目のそれぞれ内線番号	国の機関が行う事務 に関する情報であつ て, 公にすることによ り, 偽計等の対象とさ れ, 緊急時あるいは必 要な部外との連絡・調 整に支障を来たすな ど, 国の機関の事務の 適正な遂行に支障を及 ぼすおそれがあること から, 法 5 条 6 号柱書
	文書 4 ない し文書 7	1 枚目の連絡先	
	文書 8	4 枚目の内線番号, F A X 番号及びメールアドレス	
	文書 9	1 枚目の連絡先, 3 枚目及 び 5 枚目のそれぞれ内線番 号並びに 6 枚目のメールア ドレス	

文書 1 1 ないし文書 1 5	1 枚目の連絡先	きに該当するため不開示とした。
文書 1 7	1 枚目の連絡先及び 5 枚目の内線番号	
文書 1 8	1 枚目の連絡先	
文書 1 9	1 枚目の連絡先, 4 枚目及び 8 枚目のそれぞれ内線番号並びに 6 枚目のメールアドレス	
文書 2 2	1 枚目の連絡先並びに 1 2 枚目及び 1 4 枚目のそれぞれ内線番号及びメールアドレス	
文書 2 3	1 枚目の連絡先並びに 1 3 枚目, 1 5 枚目及び 2 3 枚目のそれぞれ内線番号及びメールアドレス	
文書 2 4	1 枚目の連絡先並びに 1 3 枚目及び 1 4 枚目のそれぞれ内線番号及びメールアドレス	
文書 2 6	1 枚目の連絡先	
文書 2 7	1 枚目の連絡先並びに 9 枚目の内線番号及びメールアドレス	
文書 2 8	1 枚目の連絡先	
文書 2 9	1 枚目の連絡先及び 1 2 枚目の内線番号	
文書 3 0	1 枚目の連絡先並びに 1 0 枚目の内線番号及びメールアドレス	
文書 3 1 ないし文書 3 5	1 枚目の連絡先	
文書 3 6	2 4 枚目及び 2 5 枚目のそれぞれ内線番号及び F A X	

	番号	
文書 3 7	1 枚目の連絡先並びに 2 3 枚目の内線番号, F A X 番号及びメールアドレス	
文書 3 8	1 枚目の連絡先並びに 9 枚目の内線番号及びメールアドレス	
文書 3 9	2 枚目の内線番号	
文書 4 0 ないし文書 4 4, 文書 4 6 及び文書 4 7	1 枚目の連絡先	
文書 5 0	1 枚目及び 2 2 枚目のそれぞれ連絡先並びに 2 1 枚目の内線番号及びメールアドレス	
文書 5 1, 文書 5 3, 文書 5 4 ないし文書 5 9, 文書 6 2 ないし文書 6 4 及び文書 6 6	1 枚目連絡先	
文書 6 8	2 枚目の内線番号及び F A X 番号	
文書 6 9	1 枚目の連絡先並びに 7 枚目の内線番号, F A X 番号及びメールアドレス	
文書 7 1 ないし文書 7 5 及び文書 7 7 ないし文書 7 9	1 枚目の連絡先	
文書 8 0	4 枚目の内線番号	

	文書 8 1 及び文書 8 2	1 枚目の連絡先	
	文書 8 3	2 5 枚目ないし 2 8 枚目のそれぞれ内線番号	
	文書 8 4	1 枚目の連絡先	
4	文書 1 2	4 枚目ないし 6 枚目のそれぞれ一部	<p>個人に関する情報であり、これを公にした場合、特定の個人を識別でき、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、無料宿舎対象者に係る情報であり、自衛隊の緊急参集態勢が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせるおそれがあることから、法 5 条 1 号及び 3 号に該当するため不開示とした。</p>
	文書 1 4	5 枚目、6 枚目及び 9 枚目のそれぞれ一部	
	文書 3 5	1 1 枚目、1 4 枚目、1 7 枚目、2 0 枚目、2 1 枚目及び 2 4 枚目ないし 2 6 枚目のそれぞれ一部	
	文書 4 5	8 枚目の一部	
5	文書 1 1	1 0 枚目の一部	<p>公務員宿舎の所在等に関する情報であり、これを公にすることにより、当該宿舎に居住する自衛隊員の身体や財産等への不法な侵害、当該宿舎への不法な侵入や破壊行為といった犯罪行為を招くおそれがあることから、法 5 条 4 号に該当するため不開示とした。</p>

6	文書18	4枚目及び5枚目のそれぞれ一部	<p>無料宿舎対象者に係る情報であり、公にすることにより、自衛隊の緊急参集態勢が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせるおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。</p>
---	------	-----------------	---